

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

公布年月日・番号 令和6年3月22日・東京都規則第25号

1 概要

(1) 改正理由

ア 土壌汚染情報の公開については、持続可能な土壌汚染対策の推進及び未届による汚染拡散防止の観点等から更なる拡充が必要であり、「汚染が確認されなかった土地」、「土地利用の履歴等調査結果」及び「自然由来等基準不適合土壌」についても台帳の調製対象とするため、所要の改正を行う必要がある。

イ 規則第82条に基づく申請等のうち、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）に基づき事務移譲している手続について、写しの添付の省略を可能とするため、所要の改正を行う必要がある。

ウ 電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）の一部改正に伴い、引用している該当条文を改める必要がある。

(2) 改正内容

ア 土壌汚染情報公開台帳の調製対象の拡充

(ア) 汚染が確認されなかった土地等に係る調査結果の公開（第58条第1項第3号）

これまで汚染状況調査の結果、汚染が確認された土地のみ台帳の調製対象であったが、汚染が確認されなかった土地等汚染が確認された土地以外についても台帳の調製対象とする。

(イ) 土地利用の履歴等調査の結果の公開（第58条第1項第4号）

条例第117条1項に基づく土地利用の履歴等の結果について台帳の調製対象とする。

(ウ) 自然由来等基準不適合土壌に係る情報の公開（第58条第1項第5号）

搬出時調査等、汚染状況調査によらない調査により確認された自然由来等基準不適合土壌について搬出に係る事項について台帳の調製対象とする。

(エ) 帳簿記載事項（第58条第2項各号）

台帳の調製対象の拡充に伴い、各台帳の帳簿において記載が必要な事項について追加する。

(カ) 台帳に添付する書類（第 58 条第 3 項各号）

台帳の調製対象の拡充に伴い、書類の添付が必要な台帳の種類について追加する。

(ク) 必要に応じて台帳に添付する書類（第 58 条第 4 項各号）

汚染が確認されなかった土地等及び自然由来等基準不適合土壤に係る台帳については、個々の土地の状況により、書類を添付することができる規定を追加する。

イ 規則第 82 条に、申請等に係る写しの提出を省略できる規定及び区市が処理することとされている事務処理にも当該規定を適用する規定を追加する。

ウ 電気事業法施行令第 46 条が一部改正に伴い第 47 条に繰り下がったため、引用している該当条文を改める（第 4 条の 16 第 3 項）。

2 施行日

- (1) 1 (2) ア及びイ 令和 6 年 4 月 1 日
- (2) 1 (2) ウ 公布の日（令和 6 年 3 月 22 日）

3 問合せ先

- (1) 土壤汚染情報公開台帳の調製対象拡充関係
環境局環境改善部化学物質対策課
直通 03-5388-3503
内線 42-411
- (2) 規則第 82 条の申請等に係る写し提出省略規定関係
環境局環境改善部大気保全課
直通 03-5388-3491
内線 42-352
- (3) 電気事業法施行令一部改正に伴う対応関係
環境局気候変動対策部総量削減課
直通 03-5388-3487
内線 42-741